（地籍調査作業規程準則の一部改正）

第二条　地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章・第二章　（略） 第三章　一筆地調査 第一節　（略） 第二節　現地調査等（第二十三条―第三十六条の二） 第四章　地籍測量 第一節　総則（第三十七条―第四十一条） 第二節　地上法 第一款～第四款　（略） 第五款　一筆地測量（第六十八条―第七十三条） 第六款　地籍図原図の作成（第七十四条・第七十五条） 第三節　航測法 第一款　総則（第七十六条） 第二款　地籍図根三角測量（第七十六条の二） 第三款　航空測量 第一目　総則（第七十六条の三―第七十八条） 第二目　空中写真測量（第七十九条―第八十一条の二） 第三目　航空レーザ測量（第八十一条の三―第八十一条の五） 第四目　既存資料の収集及び解析（第八十一条の六―第八十一条の八） 第五目　補備測量（第八十二条―第八十三条） 第六目　筆界点の座標値の算出（第八十三条の二） 第四款　地籍図原図の作成（第八十四条） 第五章　（略） 第六章　地籍図及び地籍簿並びに街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成（第八十八条―第九十条） 附則	目次 第一章・第二章　（略） 第三章　一筆地調査 第一節　（略） 第二節　現地調査等（第二十三条―第三十六条） 第四章　地籍測量 第一節　総則（第三十七条―第四十一条） 第二節　地上法 第一款～第四款　（略） 第五款　一筆地測量（第六十八条―第七十五条） 第三節　航測法 第五章　（略） 第六章　地籍図及び地籍簿の作成（第八十八条―第九十条） 附則
（地籍調査の作業） **第三条**　地籍調査の作業は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　毎筆の土地についてのその所有者、地番、地目及び境界の調査 二　前号の調査に基づいて行う毎筆の土地の境界（以下「筆界」という。）の測量 三　前号の測量に基づいて行う毎筆の土地の面積の測定（以下「地積測定」という。） 四　（略）	（地籍調査の作業） **第三条**　地籍調査の作業は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　毎筆の土地についてのその所有者、地番、地目及び境界の調査（以下「一筆地調査」という。） 二　一筆地調査に基いて行う毎筆の土地の境界（以下「筆界」という。）の測量（以下「地籍測量」という。） 三　地籍測量に基いて行う毎筆の土地の面積の測定（以下「地積測定」という。） 四　（略）